

公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー」委嘱に係る審査要領

1 趣旨

中国向けの海外展開支援を担う「海外ビジネスアドバイザー」の委嘱の可否を判断する申請内容の確認等の審査については、この審査要領に定めるところによる。

2 審査委員

次の職にある者をもって充てる。

- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター常務理事
- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター部長
- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター課長（中国担当）

3 審査方法

(1) 「海外ビジネスパートナー制度」の活用による海外展開支援実施要領第6に定めている下記「委嘱評価基準」により、審査委員が申請内容等の評価を行う。

① 委嘱評価基準

委 嘱 評 価 基 準	
実績	① 登録申請者自身に取り組んでいる海外展開支援の実績
	② ①のうち中国展開支援に関する実績
	③ 国や自治体、公的支援機関が行う同様の支援業務の受注実績と成果
体制	④ 具体的相談に対応できる専門家等の在籍などの体制の評価
	⑤ 海外展開支援に関するあらゆるノウハウが蓄積されているか
	⑥ 中国全土（特に華南及び華東地区）におけるネットワーク構築の有無
	⑦ 経営状況の健全性
計画	⑧ 反社会的勢力ではないこと
	⑨ 行動計画書の記載内容（具体的で成果が見込めるか）
	⑩ 行動計画書に掲げる目標の実現可能性
	⑪ 県内企業の海外展開の更なる後押しにつながると期待できるか。

② 評価点

5：非常に優れている／4：優れている／3：普通／2：やや劣る／1：劣る

(2) 各審査委員の評価において、審査項目のいずれかの評価点が1点以下の民間事業者等については、委嘱依頼の対象としない。

4 その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、審査委員が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。